

資料紹介

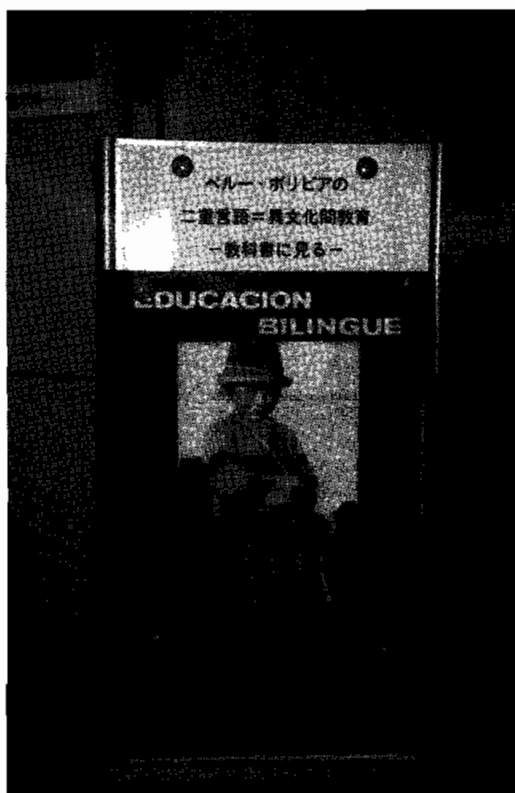
「ペルー・ボリビアの二重言語Ⅱ異文化間教育

——教科書に見る——」展について

青木芳夫

はじめに

本稿の目的は、今年五月から九月にかけて、奈良大学附属図書館の展示ホールにおいて筆者が開催した展示会「ペルー・ボリビアの二重言語Ⅱ異文化間教育——教科書に見る——」展の記録を残すとともに、ラテンアメリカ諸国の憲法に見られる先住民族および二言語使用に関する規定を翻訳し紹介することにある。なお、一章の「解説」は、展示会で配布した小文に加筆補正したものである。



プーノ計画のポスター。名前の Kusi はケチュア語で「飲む」を意味する。

一 解説

日本から見れば地球の反対側にあるペルーやボリビアは、非常に多様な国である。

自然ひとつをとりに上げて、半砂漠の海岸部、アンデス山中の山岳部、熱帯雨林の森林部に三分され、さらに山岳部を例にとれば、高度差におうじて比較的温暖なユンガ地帯、トウモロコシ栽培のケチュア地帯、冷涼でジャガイモ栽培のスニ地帯、そして牧畜のプーナ地帯などに分かれている。住民はといえば、スペインによる征服以前からの先住諸民族をはじめ、ヨーロッパ系やアジア系の人々から、そして混血系の人々から、構成されている。また、宗教を見れば、公式にはほとんどがカトリック系のキリスト教信者に分類されるが、ペルーのカトリックは、先住民族系の宗教と混淆したことにより、非常に多様化し、典型的なフォー・カトリシズムと化している。

言語もまた多様であり、全国的な公用語としてのスペイン語以外に、先住民族系の言語としてケチュア語やアイマラ語やアマゾン諸語がある。とくにケチュア語は、モノリ

ンガル層だけでなくバイリンガル層を含めると、南アメリカ全体で一〇〇〇万人以上の人々によって話されている。しかしながら、これまで、このような多様性が積極的に教育などに活用されてきたとはいえない。

たとえば、非識字率をとってみれば、海岸部と山岳部ないし森林部とのあいだ、都市部と農村部のあいだ、あるいは男性と女性とのあいだには、顕著な格差を認めることができる(付表参照)。このような格差は、識字率にとどまらず、政治的、経済的、社会的な格差と相関していた。

表 ペルーの15才以上の人口の非識字率(%)の推移

年	全 国			都 市			農 村		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1940	57.4	45.0	69.3	—	—	—	—	—	—
1961	38.9	25.6	51.7	17.7	9.3	25.6	59.4	41.6	76.2
1972	27.5	16.7	38.2	11.8	5.9	17.9	50.1	34.0	66.1
1981	18.1	9.9	26.1	8.1	3.6	12.5	39.6	23.2	55.8

(出典) Adolfo Figueroa et al., *Exclusión Social y Desigualdad en el Perú*, Lima, OIT, 1996, p. 117, Cuadro 6. 2 より作成。

1 第Iセクション

(はじまり——ペルー・アマゾン実験教育——)

二重言語教育とは、公用語だけでなく先住民言語なども活用して識字率の向上をはかろうとする教育方法である。ペルーの場合、先住民言語の活用は地方レベルでは二〇世紀初頭から試みられてきたが、中央政府の支援を得て開始されるのは、第二次世界大戦後のことであり、まず森林部において、キリスト教(プロテスタント)系の団体で、聖書の普及を主目的に掲げる夏期言語研究所が推進母体となった(一九八九年終了)。彼らはプカルパという森林部の町の郊外に本拠を置き、水上飛行機などを利用してさまざまな活動を、森林部の先住民のあいだで展開していった。今回の展示の第Iセクションでは、一九八四年に収集した、このプカルパ周辺に居住するシピーボコニーボ語系の子弟向けのテキスト(正確には、教師用のテキスト)を中心に展示してある。しかしながら、森林部の先住民は二〇以上の言語集団に分散しているということもあるが、当時はまだ紙質も粗悪で、謄写版印刷であった。また、イラストもそれほど工夫されたものではなかった。なによりも問題だったのは、その教育姿勢にあり、先住民

族言語の活用といっても、スペイン語化のための、つまりスペイン語習得までの、一時的な手段として活用されただけであった。したがって、先住民言語ごとにアルファベットを考案する場合にも、なるべくスペイン語のアルファベットに近づけたり、あるいはスペイン語からの借用語を多用したりした。このような傾向は、言語だけにとどまらず、算数や社会のテキストについても認めることができる。ペルーの歴史についても、日本人にもなじみ深いロンブスやピサロやサン・マルティンが登場し、ペルーの国旗や国歌が強調されている。森林部の学校は、また学校教師も先住民出身とはいえ、まるで沿岸部の都市の学校を基準としたような、中央国家のショーウィンドウであった。

2 第IIセクション

(確立——ペルー・プーノ実験教育——)

このような、一言でいえば同化主義的な教育姿勢は、筆者が初めてペルーを訪問した一九八四年当時には、さすがに時代遅れに見えた。先住民のさまざまな権利が、わずかながらも、すでに認められはじめていたからである。「同化」は否定され、「共存」が語られるようになっていた。

じっさい、ペルーでも、ボリビアとの国境に位置するプーノ県で、ケチュア語やアイマラ語という先住民言語を活用した、新しい二重言語教育の実験が、旧西ドイツの技術協力を得て、小規模ながら、進んでいた。これが、プーノ計画であり、今回の展示では第Ⅱセクションに当たり、ケチュア語を母語とする子弟向けのテキスト（理科と社会については教師向けテキスト）が展示してある。ここでは、先住民言語は、もはやスペイン語化のための補助言語ではなく、教授言語としてスペイン語と同等の役割が与えられていた。つまり、ケチュア語やアイマラ語それぞれ自体によって識字教育が行なわれ、したがって一年次から六年次までの「言語」のテキストは、すべてケチュア語やアイマラ語で作成されるようになった。スペイン語は、文字どおり「第二言語」科目となり、スペイン語のテキストには、沿岸部の都市的な風景というよりも、山岳部の農村的な風景から題材を得たイラストが描き込まれている。なお、これらのイラストを描いた中心人物の一人は、ノブコ・タドロコという日系のペルー人画家である。また、二重言語「二重文化教育と呼ばれるように、言語にとどまらず、先住民の伝統的な文化や自然認識が再評価され、教育にも活用



第Ⅱセクション

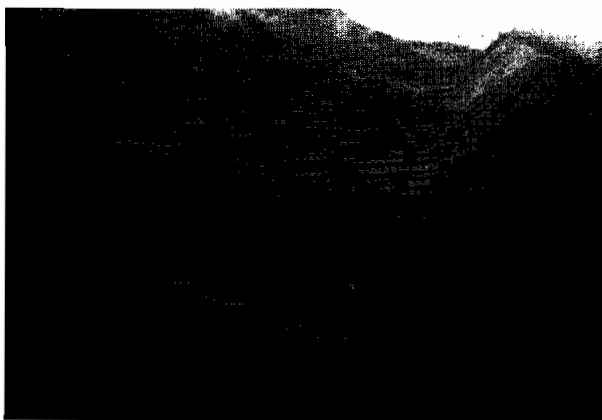
されるようになった。このプーノ計画は、国際技術協力としては九〇年代はじめにいちおう終了する。

3 第三セクション

(発展——ペルー・クスコ地方の現在——)

この二重言語＝二重文化教育は、今日のラテンアメリカでは二重言語＝異文化間教育と呼ばれている。第三セクションでは、ペルー南部のクスコ地方の農村で現在使用されているケチュア語の子弟向けの言語と算数のテキストを展示してある。いまだではもはや実験教育の段階としてではなく、先住民民族系の子弟が優勢な地方（たとえば、アンデス南部やアマゾン地方）の農村の学校では正式の教育課程として採用されている。これらのテキストは、一九九九年度の在外研修でクスコ県ウルバンバ郡ユカイ地区のユカイ町で生活していたときに、町から峠を一つ越えたところにサン＝ファン村という寒村があり、その小学校の先生から分けていただいたものであり、現在も使われているかもしれない。二重言語教育に関する法令を読むかぎりでは、「第二言語としてのスペイン語」のテキストも必要はなはずだが、サン＝ファン村の学校には新しいスペイン語の教科書が送られてきたことは、まだない。だから、仕方なく、スペイン語の古い教科書が使用されているのが現状である。その僻地の学校は四年次までしかないので、五年次になると

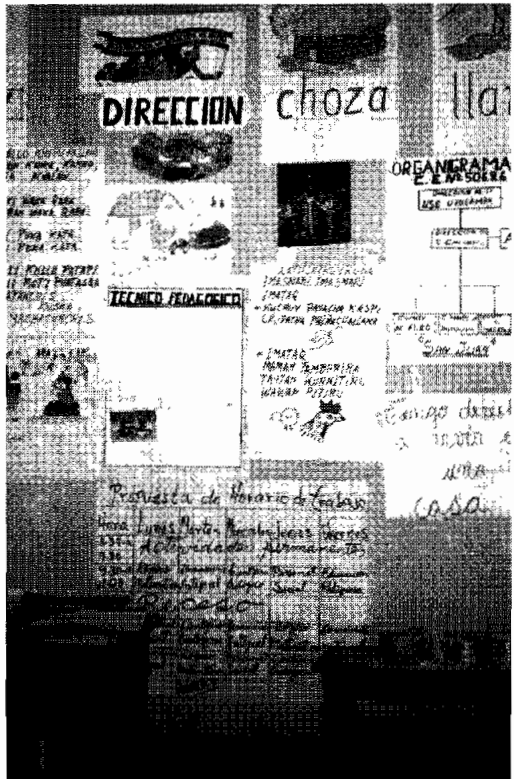
ユカイ町（ただし、「町」といっても私たち日本人の目には農村にしか映らない。）の学校に編入しなければならず、その町の学校ではいままもスペイン語で授業が行なわれている。写真は、その町の学校の六年次の生徒が交歓のためにサン＝ファン村の学校を訪問したときのものである。教育の現場では、克服すべき問題はまだまだ多いようである。



サン＝ファン村の全景（1994年当時。撮影 F・P）



サン=ファン小学校の給食風景（撮影 M・P）



サン=ファン小学校の教室の壁。スペイン語とケチュア語の貼紙が目を引く。（撮影 M・P）

4 第IVセクション（発展——ポリビアの現在——）

第IVセクションでは、ペルーの隣国であるポリビアの二重言語異文化間教育のテキストを中心に展示してある。

一九九九年度の研修ではペルーのプーノ地方を訪問できなかったが、プーノ計画で発展をみたその手法と人材およびネットワークは、ポリビアの山岳部にあるコチャパンバというところのPROEIB（二重言語異文化間教育養成プロジェクト）という機関に受け継がれ、いまや南アメリカ諸国全体に普及されようとしている。そして、教科書で見ることができ、二重言語異文化間教育の一つの理想型を今日のポリビアに見ることができようと思う。ポリビアでは、スペイン語以外にケチュア語とアイマラ語とグアラニー語が公用語として認められており、現在ではこれら四つの公用語ごとに、同じコンセプトのもとで、言語と算数のテキストが作成されている。一九九九年現在では三年次までのテキストが完成しており（一〜八号）、以後、四年次用、五年次用の順で作成されていく予定である。また、理科（生活科学）のテキストも作成中、とのことであった。スペイン語以外の言語を母語とする子弟は、二年次から母語によるテキスト以外にスペイン語の「言語」のテキストを

も学習するという説明を受けたが、ペルーのサンフアン村と同様に、スペイン語のテキストの届かない学校もあるようである。ポリビアでは、数年前から「民営化」や「市民参加」（という名の地方分権化）、「福祉改革」と並んで「教育改革」が進められている。二重言語異文化間教育もまたその柱の一つだが、その他の柱には銀行預金型教育から創造型教育へという、ブラジルの識字教育家のパウロ・フレイレ流の教育理念上の改革、大学区制から小学区制へという学区の再編成などがあり、非常に大々的な教育改革になっており、それだけ教育の現場には混乱もあるようである。ただし、スペイン語の子弟向けのテキストにもケチュア語やアイマラ語系の文化圏から得た題材やイラストが大胆に取り入れられたり、もともとペルーのプーノ計画で復元・活用された「ユバーナ」というインカ式そろばんが、ケチュア語やアイマラ語系の子弟向けとしてだけでなく、スペイン語やグアラニー語系の子弟向けにも算数の補助教材として活用されたりしている点は、積極的に評価することができるといえる。いわば、「共存」の時代から、さらに「共生」の時代へと、二重言語教育も移行しつつあるように感じる。

5 第Vセクション（絵本と民族衣装）

第Vセクションでは、ペルーの民族衣装と、ペルー・ポリビア・エクアドルの絵本などを展示してある。「異文化間教育」はインターカルチュラル・エデュケーションの訳語だが、この「インターカルチュラル」の意味については、ポリビアで見た一枚のポスターの標語が忘れられない。そのポスターには、民族衣装を着ることがインターカルチュラルということではない、相互の文化を尊重しあうことがインターカルチュラルだ、と書いてあった。そのとおりだ、と思う。と同時に、風雪に耐え、実用に供されてきた民族衣装は、美しい、とも思う。絵本のいくつかは、先住民民族言語でも書かれている。また、筆者が妻のアンヘリカ・パロミーノの協力を得て日本語に翻訳したものも展示してある。

なお、ペルーの二重言語教育について興味を感じられたなら、筆者の別稿をご参照ください。



第Vセクション

II 州縣言語ニ関ス

一 概一ヤクハシム

(註文ヲシテ——マナー・トクハシムハ採録兼載——)

- Castellano audio-oral No. 1: Guía para la enseñanza del castellano como segundo idioma*, Perú, Ministerio de Educación/Educación Bilingüe de la Selva, 1983.
- Pepe, el Travieso: Libro de Lectura y Escritura No. 2, Castellano como segundo idioma*, Perú, Ministerio de Educación/Educación Bilingüe de la Selva, 1983.
- Manual de Pedagogía para profesores bilingües de la selva*, Dirección Departamental de Educación-Ucayali /Instituto Lingüístico de Verano, 1983.
- Non Mai No 1: Guía Didáctica de Ciencias Sociales SHIPIBO-CONIBO*, Perú, Ministerio de Educación / Educación Bilingüe de la Selva, 1982.
- Quirica 8: Libro de Lectura No. 8 SHIPIBO-CONIBO*, Perú, Ministerio de Educación/Educación Bilingüe de la Selva, 1982.
- Quirica 9: Libro de Lectura No. 9 SHIPIBO-CONIBO*, Perú, Ministerio de Educación/Educación Bilingüe de la Selva, 1979.
- Comunidades y culturas peruanas No. 12 Quimisha Incabo Iní Yoia: Leyendas de los SHIPIBO-CONIBO sobre los tres incas*, Pucallpa, Ministerio de Educación/Instituto Lingüístico de Verano, 1979.
- Bibliografía del Instituto Lingüístico de Verano en el Perú 1946 - 1976*, Pucallpa, Instituto Lingüístico de Verano, 1977.
- Bibliografía del Instituto Lingüístico de Verano en el Perú Suplemento: enero de 1977 a agosto de 1981*, Ministerio de Educación /Instituto Lingüístico de Verano, 1981.
- Mildred L. Larson et al., *Educación Bilingüe: Una Experiencia en la Amazonía Peruana*, Lima, Ignacio Prado Pastor, 1979.
- Recordando 40 años: Instituto Lingüístico de Verano 1946 - 1986*, Lima, Ed. Gráfica Pacific Press, 1987.
- Lucille Eakin, *Bosquejo etnográfico de los SHIPIBO-*

CONIBO del Ucayali, Lima, Ignacio Prado Pastor, 1980.

José Luis Jordana Laguna, *Legendas amazónicas*, Madrid, Editorial Doncel, 1976 (日本語訳 「インペーンの民話」 一・一・三『資料リナインアメリカ』特集シリーズ 第三・六・七号 一九八七、八八、八九年)

☆ ☆ ☆

Crónica indígena de la Amazonía, Lima, Centro de Investigación y Promoción Amazónica, 1984.

Los mashcos: Hijos del Huanamei, Lima, Secretariado de Misiones Dominicanas del Perú, 1979.

Los puros: Hijos de dioses, Lima, Secretariado de Misiones Dominicanas del Perú, 1970.

Matsigenka, Madrid-Lima, Secretariado de Misiones Dominicanas, 1977.

Rogger Ravines & Rosalia Ávalos de Matos, *Atlas etnolingüístico del Perú*, Lima, Instituto Andino de Artes Populares del Convenio Andrés Bello/Comisión Nacional del Perú, 1988.

2 第二セクション

(確立——ペルー・プーノ実験教育——)

Kusi: Primer libro de lectura en quechua puneño para educación primaria bilingüe, Lima-Puno, Ministerio de Educación, INIDE, 1987.

Ayllunchis: Libro de lenguaje en quechua puneño para el Segundo Grado de Educación Primaria Bilingüe, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1986.

Suyunchis: Libro de lenguaje en quechua para el tercer grado de educación primaria bilingüe, Puno, Ministerio de Educación, 1987.

Qhauwana: Libro de lenguaje en quechua puneño para el Cuarto Grado de Educación Primaria Bilingüe, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1984.

Maypipis: Libro de lenguaje en quechua puneño para el Quinto Grado de Educación Primaria Bilingüe, Puno, Ministerio de Educación, 1987.

Qilqasqakuna: Libro de lenguaje en quechua para el sexto grado de educación primaria bilingüe, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1988.

Palabras: Texto de iniciación en el castellano como segunda lengua para el primer grado de educación primaria bilingüe, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1983.

Yupasun: Qilqanapaq 1, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1985.

Yupasun: Qilqanapaq 3, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1985.

Kawsayninchis: Guía Metodológica para el desarrollo de las asignaturas de Ciencias Naturales y Ciencias Histórico Sociales en el Segundo Grado de Educación Primaria Bilingüe Quechua, Lima-Puno, Ministerio de Educación, 1986.

Kawsayninchis II: Ciencias naturales Guía para el Maestro del 3er. grado Quechua, Puno, Proyecto Experimental de Educación Bilingüe-Puno, n.f.

㊦ 振田ヤンニン

(深野——ペンネーム・タヌト輝方の異名——)

YACHAQ MASIV 1: Cuaderno de trabajo de Comuni-

cación Integral. Primer grado. Quechua Cusco-Collao, 2a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YACHAQ MASIV 2: Cuaderno de trabajo de Comunicación Integral. Segundo grado. Quechua Cusco-Collao,

2a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YACHAQ MASIV 3: Cuaderno de trabajo de Comunicación Integral. Tercer grado. Quechua Cusco-Collao,

1a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YACHAQ MASIV 4: Cuaderno de trabajo de Comunicación Integral. Cuarto grado. Quechua Cusco-Collao,

1a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YUPAQ MASIV 1: Cuaderno de trabajo de lógico matemática. Primer grado. Quechua Cusco-Collao,

2a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YUPAQ MASIV 2: Cuaderno de trabajo de lógico matemática. Segundo grado. Quechua Cusco-Collao,

2a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YUPAQ MASIV 3: Cuaderno de trabajo de lógico matemática. Tercer grado. Quechua Cusco-Collao, 1a.

ed., Lima, Ministerio de Educación, 1999.

YUPAQ MASUY 4: Cuaderno de trabajo de lógico matemática. Cuarto grado. Quechua Cusco-Colloa, 1a. ed., Lima, Ministerio de Educación, 1989.

☆ ☆ ☆

Guía turística del Cusco y región: Edición 1998, Lima, Editorial LIMA 2000 S. A.

4 標マヤン、ムン (標語——キニユトの照社——)

Khipukamana: 3 ñiqi Qallariy yanapaq p'anga, Chuki-yawu (La Paz), Ministerio de Desarrollo Humano, 1996.

Qillqakamana: 3 ñiqi Qallariy yanapaq p'anga, Chuki-yawu (La Paz), Ministerio de Desarrollo Humano, 1996.

Lenguaje: Módulo 4 Primer ciclo, La Paz, Ministerio de Desarrollo Humano, 1998.

Lenguaje: Módulos 1-8 Primer ciclo, La Paz, Ministerio de Desarrollo Humano, 1995-1998. (標語)

Matemática: módulo 8 Primer ciclo, La Paz, Ministerio de Desarrollo Humano, 1998.

Papakaregua: Ñeekuakua 4 Ñemboe yipi, La Paz,

Ministerio de Desarrollo Humano, 1997. (標語)

Manuel Vargas, Historia de Bolivia, Reforma Educativa

SNE, n.f. (標語)

☆ ☆ ☆

Willy Kenning & Hermes Justiniano, Bolivia desde el cielo / from the sky, Santa Cruz, k Edición y Fotografía, 1993.

5 標マヤン、ムン (標本-ユニタス文庫)

ヤナーの標本

Jonathan Cavanagh, ed., Déjame que te cuente..., Lima, Peru Reporting, 1992.

Luis Nieto Degregori, La ciudad sumergida, Lima, 1992.

Pablo Macera et al., Cuentos pintados del Perú: Sarhua 1, Lima, Ed. Bruño, n.f.

Ana Mayer, El mundo de Santiago, 2 vols., Lima-Huancayo, n.f. (日本語版「サンチャゴの世界」『資料トピックアメリカ』特集シリーズ、第一三号、一九九四

㊦)

Ana Mayer, *La promesa de Natalia*, Lima, Ed. PEISA, 1992.

María Rostworowski, *La muerte del sol y otros cuentos del Antiguo Perú*, Lima, Ed. PEISA, 1996.

Luis Urteaga, *Fábulas del Otorongo, el Oso Horniguero y otros animales de la Amazonia*, Lima, Ed. PEISA, 1992.

Wari Zárate Gutiérrez, *Aymara kuru: guía didáctica*, Lima, Chirapaq, Centro de Culturas Indias, 1997.

Hugo Zumbühl, *Tintes naturales para lana de oveja*, Huancayo, "KAMAQ MAKI", 1979.

Hugo Zumbühl, *Manual de construcción de un Telar de pedal y sus auxiliares*, Huancayo, S.E.P.A.S., 1981.

Janett Vengoa Zúñiga, *Panchitumanta willakuy*, Cusco, Asociación Pukllasunchis, 1992.

Unay Pachas...: *Qheshwa simipi Qollasuyu aranway-kura*, vol. 1, Lima, Ministerio de Educación, 1983.

Unay Pachas...: *Qhishwa simipi Qullasuyu aranway-kura*, vol. 2, Lima-Puno, Centro de Estudios Rurales

Andinos "Bartolomé de las Casas", 1984.

Wiñay Pacha: Aymar arut Qullasuyun kwiñunakpa, Chucuito, Instituto de Estudios Aymara, 1985.

Marie-Magdeleine Bittner et al., *Yanamayu Ayllu 1: Kay liuruga Qullasuyu qhishwa runakunaq allin kawsay masharinakupaq*, Puno, Centro de Estudios Rurales Andinos "Bartolomé de las Casas", 1984.

キコウトの集本

Atumanta willaykunanwan arawikunanwan, La Paz, Comisión Episcopal de Educación, 1992.

Elvira Espejo Ayka, *Ahora les voy a narrar*, La Paz, UNICEF & Casa de las Américas, 1994.

Parroquias de Mojos, *Historia Cultural de Mojos*, Cochabamba, 1988.

エントネルの絵本

Anocheció a la mitad del día: Leyenda Saraguro Cuento, Quito, Ed. del Sol, 1984. (日本語訳 「真昼は日暮れ」『資料ミテナムエリカ』特集シリーズ' 第八号' 一九九一年)

El brujó y el diablo: Leyenda Otavaleña Cuento, Quito,

Ed. del Sol, 1985. (日本語版 「呪術師と悪魔」『資料ラテンアメリカ』特集シリーズ、第一四号、一九九四年)
El condor de la vertiente: Leyenda Salasaca, Quito, Ed. del Sol, 1985. (日本語版 「泉のコンドル」『資料ラテンアメリカ』特集シリーズ、第四号、一九八八年)
El Viejo del cerro: Leyenda Cañari Cuento, Quito, Ed. del Sol, 1992. (日本語版 「山の老人」『資料ラテンアメリカ』特集シリーズ、第一五号、一九九五年)
Elsa y el Gigante: Leyenda Shuar Cuento, Quito, Ed. del Sol, 1979. (日本語版 「エツァと巨人」『資料ラテンアメリカ』特集シリーズ、第五号、一九八八年)

三 ラテンアメリカ諸国憲法に見る

先住民民族言語および二言語使用

最初に、先住民民族言語および二言語使用に関する国際法上の規定を紹介する。

国際労働機関（ILO）は、一九五七年に第一〇七号条約（独立国における先住民ならびに他の種族民および半種族民の保護および統合に関する条約）を採択した。この条

約を批准したのは二七ヵ国にのぼり、ラテンアメリカ諸国の中ではアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ハイチ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルーの計一四ヵ国が批准した²⁾。同条約は、以下のとおり規定していた³⁾。

「一 当該人民に帰属する児童は、彼ら自身の母語により、これが実行不可能な場合には、その属する集団によって最もひろく用いられている言語で、読み書きを教えられなければならない。

二 母語もしくは土着言語から国家語ないし国の公用語の一つへの漸進的な移行のための規定を作成しなければならない。

三 母語もしくは土着言語を保持するために、適当な方策が、出来るかぎりとられなければならない。」（第二三条）

一九五七年の条約は、母語の使用を認めながらも、国家語ないし公用語への漸進的な移行を明記したように、同化主義的な傾向を残していた。そのため、現在ではアルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、

メキシコ、パラグアイ、ペルーの計八カ国は、同条約を破棄している^③。また、ILOは、同化主義的傾向を解消するべく、一九八九年に同条約を改訂し、第一六九号条約（独立国における先住民および種族民に関する条約）を採択した。第一六九号条約を批准したのは一四カ国で、うち一〇カ国がラテンアメリカ諸国である。具体的には、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パラグアイ、ペルーの国々である^④。本稿の目的と関連する規定は、以下のとおりである^⑤。

「一 当該人民に属する児童は、実行可能な場合は、かれら自身の先住民語又はその属する集団によって最もひろく用いられている言語で読み書きを教えられなければならない。これが実行不可能な場合には、権限のある当局は、その目的を達成する措置の採用のために、これらの人民と協議しなければならない。」

二 これらの人民が国語又は国の公用語の一つを流暢に話すことのできる機会をもつことを確保するための適切な措置がとられなければならない。

三 当該人民の先住民語の開発と実行を維持し促進す

るための措置がとられなければならない。」（第二八条）
また、日本を含む世界中の大半の国々が締結している「子どもの権利条約」の中にも、以下のような表現が見られる^⑥。

「民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。」（第三〇条）

ILO条約や子どもの権利条約など、国際的な条約の批准・締結だけでなく、今日では、憲法をはじめとして国内法において先住民言語や二言語使用を規定しているラテンアメリカの国々もかなりの数にのぼっている。第一六九号条約のような国際条約の批准諸国は、もちろん国内法の整備を義務づけられることとなる。

以下では、憲法^⑦上の規定を取り上げ、試みに翻訳した。なお、参考のために、一九九四年ころの各国の先住民の人口と総人口に占める百分比を並記した^⑧。また、憲法には規定がなくても、たとえばチリのように、同様の趣旨の国

内法を有する国もある。

1 アルゼンチン（一九九四年憲法）

約三七万三〇〇〇人、一・一〇％

「アルゼンチン先住民族のエスニック的、文化的な先住性を承認すること。彼らのアイデンティティに対する尊重、ならびに二重言語¹⁾異文化間教育に対する権利を保証すること。彼らの共同体の法的人格、ならびに伝統的に占有してきた土地の共同的保有および所有を承認すること。および人間的発展のために十分かつ適切な土地の引渡しを調整すること。それらの土地は譲渡することができず、抵当や差押えの対象とはならないこと。彼らの自然資源や、その他、彼らの利害に関係する交渉への彼らの参加を保証すること」〔は、議会の権能である。〕（後略）〔第七五条一七項〕

2 ボリビア（一九六七年憲法、一九九四年改正）

約四一四万二〇〇〇人、五〇・五一％

「単一の共和国に組織された、自由・独立・自主のボリビアは、政体として代表民主制を採用する。ボリビアは、

ボリビア人全員の団結と連帯に基づき、多民族・複数文化の国である。」（第一条）

「国家領内に居住する先住民族の社会経済的、文化的な諸権利は、特に彼らのアイデンティティ、価値、言語、慣習および制度に関する諸権利は、法律の枠内において保証、尊重、保護される。国家は、法律に従って、アンデス農民共同体ならびに農民組合および協同組合の法的人格を承認する。」（後略）〔第七二一条〕

3 ブラジル（一九八八年憲法¹⁾、一九九六年改正）

約二五万四〇〇〇人、〇・一六％

「普通初等教育は、ポルトガル語で行なわれるとともに、インディオ共同体には土着語の使用、ならびに独自の学習課程の使用もまた保証される。」（第二一〇条第二節）
「インディオに対し社会組織、慣習、言語、信仰及び伝統並びに伝統的に占拠する土地に関する始原的な権利を認めるとともに、その土地の境界を設定し、そのすべての財産を保護し及びこれらを尊重することを連邦の権限とする。」（後略）〔第三二一条〕

4 コロンビア（一九九二年憲法、一九九七年改正。

約六二万人、一・七四％）

「コロンビアは社会的法治国家であり、単一の共和政体に組織され、各地方団体が自律性を有する、分権的で、民主的・参加的・多元主義的な国であり、人間の尊厳への尊重、国を構成する人々の勤勉と連帯、ならびに全体利益の優先に基礎を置く。」（第一条）

「国家は、コロンビア国民のエスニック的、文化的な多様性を承認し保護する。」（第七条）

「スペイン語がコロンビアの公用言語である。エスニック集団の言語ならびに方言もまた各地方では公用語となる。独自の言語伝統のために共同体において付与される教育は、二言語併用となる。」（第一〇条）

5 エクアドル（一九九八年憲法。

約二六三万四〇〇〇人、二四・八五％）

「エクアドルは、自主・単一・独立の、民主的・複数文化的・多民族的な、社会的法治国家である。その政体は、共和制、大統領制、選挙制、代表制、責任体制、オルターナティブ制、参加制ならびに地方分権制である。」（第一

条）

「文化は、人民の世襲財産であり、彼らのアイデンティティの本質的な要素をなす。国家は、文化・創造・美術・科学的研究を推進し奨励する。国家は、物理的・非物理的な文化遺産、芸術的・歴史的・言語的・考古学的な国民的富、ならびに複数文化的・多民族的な国民的アイデンティティを形成する多様な表現及び価値全体に対する尊重・保護・復元・保存のための恒久的な政策を確立する。」（第六二条）

「国家は、二重言語異文化間教育システムを保証する。そこにおいては、主要言語としては各文化の言語が使用され、スペイン語は異文化間関係言語として使用される。」（第六九条）

6 エルサルバドル（一九八二年憲法。

約八万八〇〇〇人、一・六九％）

「エルサルバドルの公用語は、スペイン語である。政府は、その保存および教育のために留意する義務がある。国家領内で話されている土着諸言語は、文化遺産の一部を形成しており、保持・普及および尊重の対象である。」

(第六二一条)

7 グアテマラ (一九八五年憲法)

約四九四万六〇〇〇人、四八・〇一%

「文化的アイデンティティ。自らの価値・言語および慣習に応じた文化的アイデンティティに対する人々ならびに共同体の権利が承認される。」(第五八条)

「エスニック集団に対する保護。グアテマラは、マヤ系の先住民民族集団を中心とする多様なエスニック集団によって形成されている。国家は、彼らの生活形態、慣習、伝統、社会組織形態、男性用・女性用の先住民民族衣装の着用、ならびに言語および方言を承認し、尊重し、そして推進する。」(第六六条)

「公用語。グアテマラの公用語はスペイン語である。土着諸語は国民の文化遺産の一部を形成する。」(第一四三條)

8 グアテマラ (一九九八年憲法改正案)

「(前略) グアテマラ国民は、単一にして連帯する。統一と領土保全の中において複数文化・多民族・多言語の

国民である。」(第一条改正案)

「先住民民族のアイデンティティおよび精神性。国家は、マヤ・ガリフナ・シンカ諸民族のアイデンティティに対する権利、生活形態、社会組織、慣習・伝統、男性用・女性用の先住民民族衣装の着用、さまざまな精神性の形態、言語・方言、それらを子孫に伝承する権利を承認し、尊重し、そして保護する。」(第六六条改正案)

9 ハイチ (一九八七年憲法)

「すべてのハイチ人は、共通言語であるクレオール語によって結合されている。クレオール語とフランス語が共和国の公用語である。」(第五条)

10 メキシコ (一九九二年憲法)

約八七〇万二〇〇〇人、九・四七%

「メキシコ国民は、先住民民族に始原的に支えられ、複数文化的構成を有する。法律は、彼らの言語・文化・習俗・慣習・資源および特有の社会組織形態を保護し推進するとともに、国家の管轄権に対する実効的なアクセス権をその構成員に保証する。」(後略) (第四条)

11 ニカラグア（一九八七年憲法）

約三二万七〇〇〇人、七・五九％

「ニカラグア国民の原則は以下のとおりである。自由、正義、人間的尊厳の尊重、政治的・社会的・エスニック的な多元主義、多様な所有形態の承認、自由な国際協同、ならびに諸人民による自由な自己決定に対する尊重。」

（第五条）

「スペイン語は国家の公用語である。ニカラグア大西洋沿岸部共同体の諸言語もまた、法の規定する事例において公用に供される。」（第一条）

「大西洋沿岸部共同体は、ニカラグア人民の不可分の一部であり、したがって同一の権利を享有し、同一の義務を有する。大西洋沿岸部共同体は、国民的統一の中で自らの文化的アイデンティティを保持し発展させること、固有の社会組織を維持すること、ならびに自らの伝統にしたがってローカルな問題を運営することという権利を有する。国家は、大西洋沿岸部共同体の土地共有形態を承認する。同様に、共有地の森林・水資源の享受・利用および享有を承認する。」（第八九条）

「大西洋沿岸部共同体は、自らの言語・美術・文化を自

由に表現ならびに保持する権利を有する。彼らの文化ならびに価値の発展は、国民文化を豊かにする。国家は、これらの権利の行使のための特別なプログラムを創出する。」（第九〇条）

12 パナマ（一九七二年憲法、一九九四年改正）

約一九万五〇〇〇人、七・七八％

「スペイン語は、共和国の公用語である。」（第七条）

「先住諸言語は、特別の研究・保存および普及の対象であり、国家は、先住民族共同体においては二重言語による識字化プログラムを推進する。」（第八四条）

13 パラグアイ（一九九三年憲法）

約九万四〇〇〇人、一・九六％

「パラグアイ共和国は、恒久的に自由かつ独立である。単一不可分にして分権的な、社会的法治国家を構成する（中略）。パラグアイ共和国は、政体として、人間の尊厳に対する承認に基づき、参加的・多元的な代表制民主主義を採用する。」（第一条）

「この憲法は、パラグアイ国家の形成および組織化以前

の文化集団として定義される先住民族の存在を承認する。」

(第六二条)

「国家は、特にフォーマル教育との関連において先住民族の文化的特質を尊重する。そのうえ、人口の減少、居住地の掠奪、環境の汚染、経済的搾取および文化的疎外からの防衛に対処する。」(第六六条)

「パラグアイは複数文化」二重言語の国である。公用語はスペイン語とグアラニー語である。法律は、両者の利用形態を規定する。先住民族言語は、他のマイノリティ言語と同じく、国民の文化遺産の一部を形成する。」(第一四〇条)

14 ペルー (一九九三年憲法¹⁾)

約八七九万三〇〇〇人、三八・三九%

「[すべての人は、以下の権利を有する。]自らのエスニック的・文化的なアイデンティティ。国家は、国民のエスニック的・文化的な多元性を承認し保護する。」(第二条 第一九項)

「(前略) 国家は、非識字を撲滅する。同様に、各ゾーンの特徴に応じて、二重言語異文化間教育を奨励する。」

国の文化的・言語的な多様な表現を保持する。国民統合を推進する。」(第一七条)

「公用語はスペイン語であり、優勢なゾーンにおいては、法律にしたがって、ケチュア語、アイマラ語、その他の先住民言語もまた公用語となる。」(第四八条)

15 ベネズエラ (一九九九年憲法)

約三二万六〇〇〇人、一・四八%

「ベネズエラ人民は、自らの創造力を行使し、主のご加護を祈願し、われらの解放者シモン・ボリーバルの歴史的先例や、われらの先祖である先住民や自由で自主の祖国の先駆者および鍛造者の英雄的行為ならびに犠牲にならい、正義ある、連邦的、分権的な国家の中に民主的、参加的、主体的、多民族的かつ複数文化的な社会を確立するために共和国を再建するという至高の目的を持つ(後略)」(前文)

「公用語はスペイン語である。先住民族言語もまた先住民族のためには公用に付され、国民ならびに人類の文化遺産を構成するゆえに、共和国全土において尊重されねばならない。」(第九条)

「国家は、先住民族および共同体の存在、その社会的・政治的・経済的組織、文化、習俗・慣習、言語・宗教を、同じく先祖伝来、伝統的に占有してきた土地、そしてその生活形態の保証ならびに発展のために必要な土地に対する始原的な権利・居住権を、承認する。(後略)」（第一一九条）

「先住民族は、自らのエスニック的・文化的なアイデンティティ、宇宙観、価値、精神の評価ならびに普及を勧奨し、先住民族は自らの社会文化的特性や価値や伝統に応じて、固有の教育ならびに、異文化間¹¹二重言語的性格の教育体制に対する権利を有する。」（第一二一条）

〔後記〕一九八四年度、九四年度、九九年度と三度の在外研修を許可して下さった奈良大学の教職員ならびに学生、現地での調査研究を受け入れて下さったペルーの各大学、そして教科書入手の便宜をはかって下さったペルー・ポリビアの多くの人々に感謝します。

〔注〕

- (1) 「ペルーの二重言語教育の二類型」『奈良史学』第五号、一九八七年。「ペルー・プーノ県の二重言語・二重文化教育——ある国際技術協力の軌跡——」『奈良大学紀要』第一六号、一九八七年。「変化の中のケチュア語」『奈良大学総合研究所報』第七号、一九九九年。「ペルー・アンデスの生活文化」奈良大学文学部世界遺産を考える会編『世界遺産学を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇〇年。
- (2) インターネットで、下記のILOのホームページを参照した(二〇〇〇年九月二二日付け)。http://iiolex.ilo.ch:1567/scripts/raifce. pl? C107。その他の批准諸国は、アンゴラ、バングラデシュ、ベルギー、エジプト、ガーナ、ギニアビサウ、インド、イラク、マラウイ、パキスタン、ポルトガル、シリア・アラブ共和国、チュニジアであった。
- (3) 同条約の英文テキストは、下記のILOのホームページに掲載されている。http://iiolex.ilo.ch:1567/scripts/convde. pl? C107。
- (4) (2)と同じホームページを参照した。なお、のちに撤回したのは本文中のラテンアメリカ諸国だけであった。
- (5) インターネットで、下記のILOのホームページを参照した(二〇〇〇年九月二二日付け)。http://iiolex.ilo.ch:1567/scripts/raifce. pl? C169。その他の批准諸国は、デンマーク、フィジー、オランダ、ノルウェーであった。
- (6) 第一六九号条約の英文は、(3)と同じホームページに

収録されている。 <http://iiolex.iio.ch:1567/scripts/comvide.pl?query=C169&query0=169&submit>。
日本語訳は、宮崎繁樹ほか著「現代日本の人権状況——未批准国際条約から考える——」(大村書店、一九九三年)に掲載されている訳を引用した。

(7) 「子どもの権利条約」の日本語訳は、永井憲一・寺脇隆夫編「解説・子どもの権利条約」(日本評論社、一九九〇年)に掲載されている訳を引用した。

(8) ラテンアメリカ諸国の憲法の原文は、下記のジョージタウン大学のホームページ「両アメリカ政治データベース」に収録されているものを利用した。この紙面を借りて謝意を表した。 <http://www.georgetown.edu/pdba/Constitutions/>。

(9) José Matos Mar, "Poblacion y grupos étnicos de América, 1994", *América Indígena*, vol. LIII, no. 4, 1993, pp. 155-234.

(10) チリではすでにアジェンデ人民連合政権時代の一九七二年に「先住民保護法」が制定され、先住民共同体への土地の返還が積極的に推進されたりしたが、一九七三年のクーデターにより同政権が倒れ、一九七九年には同法は廃止の憂き目にあつた。しかし、一九八九年には民政移管が実現し、現在では新しい「先住民法 (Ley Indígena)」が制定されている。同法の第四編「先住民の教育および文化」の中の第三二条は、次のように規定している。「先住民発展

全国」組合は、先住民人口の稠密な地帯では、国家の当該機関ならびにサービス局の協力を得て、二重言語・異文化間教育システムを発展させる。その目的は、先住民学童が自らの出自社会においてもグローバル社会においても適切な状態で成長できるように彼らを準備することである(後略)。なお、チリの先住民法の原文の入手については、長友の千葉泉氏の協力を得た。

(11) ブラジルの先住民族に関連する法律については、一九八八年憲法の当該条項をはじめ、インディオ基本法などの翻訳・紹介が、国会図書館によって行なわれている。本稿での翻訳でも、国会図書館(山田敏之)による訳を参照した。『外国の立法』(国立国会図書館調査立法考査局)第三二巻二・三号(一九九三年)、二八二―三一九ページ。なお、この号には、ブラジルの他に、チリとアルゼンチンについても解説があり、特にアルゼンチンの「先住民政策および先住民共同体の援護に関する法律」(一九八五年)の日本語訳(山田敏之訳)が収録されている。

(12) この先住民族に関する改正案は、一九九九年五月一八日付けの「Prensa Libre」紙によれば、一九九九年五月一六日の国民投票により僅差で否決された。賛成の三二万七八五四票に対して、反対が三六万六五九一票であった(ジョージタウン大学「両アメリカ政治データベース」のホームページによる。File://A:\TEMP\ref.99.htm)。なお、グアテマラにおける先住民族言語をめぐる状況については、太

田好信「未来から語りかける言語——中米グアテマラにおけるマヤ系言語とマヤ運動——」『思想』第九〇二号（一九九九年）が興味深い視点を提供している。

- (13) ハイチのクレオール語は、厳密には先住民族言語とはいえないが、先住民族がほぼ絶滅させられたあとに砂糖プランテーションに大量の黒人奴隷がアフリカから導入されたカリブ海域における二言語使用の代表例としてここに掲げておく。

- (14) ペルーの現行憲法の前の一九七九年憲法の規定を参考までに掲げておく。「国家は、土着語の調査研究を奨励する。また国家は、ケチュア、アイマラ、ならびにその他の土着の共同体が彼ら自身の言語によって初等教育を受ける権利を保証する」(第三五条)。「スペイン語が共和国の公用語である。ケチュア語とアイマラ語もまた、法令が規定するゾーンならびに形態によって公的に使用される。その他の先住民諸語もまた、国民の文化的資産を形成している」(第八三条)。一九七九年憲法の原文は、Marcial Rubio, *Para conocer la constitución peruana* (Lima: Mesa Redonda Ed., 1983) に収録されている。